

自動車産業関連展示会ブース装飾等業務委託仕様書

第1 目的

昨今の原油価格の高騰や円安の進展などによるエネルギーコスト及び原材料価格等の上昇は、中小企業の経営に大きな影響を及ぼしている。それに加え、米国の関税措置により、特に自動車産業関連の企業にとっては、今後より厳しい経営環境となることが懸念される。

そこで、県内の自動車産業関連企業の多角化や販路拡大を支援するため、アジア最大級の自動車技術展（オートモーティブワールド2026【1月東京展】）に県内企業と共同出展する。

それにあたり、共同出展ブースのブース装飾・施工等の業務を委託するもの。

第2 摘要

自動車産業関連展示会ブース装飾等業務委託本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、県と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施にあたっては、県職員等関係者と連絡を密にし、遺漏のないようにすること。

第3 委託内容等

佐賀県の自動車産業関連企業等の情報発信に係るブース装飾等業務

[テーマ]

自動車産業関連展示会ブース装飾等業務委託

[企画の方針]

展示会の来場者に対して、県内の自動車産業関連企業の特徴や技術力を効果的に発信できるように、訴求効果の高い展示会ブースのデザイン設計・設営を行う。

[出展展示会]

展示会：オートモティブワールド2026【1月東京展】

会期：令和8年（2026年）1月21日（水）～23日（金）

会場：東京ビックサイト（江東区有明）

小間数：2.5小間（ $6.0 \times 6.75 = 40.5 \text{ m}^2$ ） ※出展場所は下図参照

出展場所



[企画内容（想定）]

- ① 来場者へ効果的に訴求が可能なブースのデザイン提案・設営
※佐賀県内企業5社程度での共同出展を予定しており、それを前提としたデザインとすること。
- ② 会場配布用パンフレットの提案・製作
- ③ ノベルティの提案・製作

[納品物（想定）]

- ① ブースデザインデータ及びブース装飾に使用する成果物
- ② パンフレットデータ及び製作物
- ③ ノベルティ
- ④ その他県と決定委託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

(1) 実施体制の構築・管理

県と協議の上、事業が計画的かつ効果的に推進されるため、事業全体の進捗管理を行う。

- ① 過去に展示会ブースデザイン設計・設営に携わっていた経歴を持つ統括責任者を1名配置すること。
- ② 必要に応じて、打合せ、進捗報告を行うこと。
- ③ 業務実施スケジュール等の作成・管理・調整をすること。
- ④ 業務全般に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- ⑤ 必要に応じて専門人材（プランナーやクリエイターなど）を活用すること。

(2) 企画立案

プロポーザルにおいて提案した企画書をもとに、県と協議を行い、実施合意に向けた企画立案を行う。

なお、企画立案は、1件とし、時期については佐賀県と受託者の双方で協議し定めることとする。

(3) 実施

受託者のプロジェクト企画立案に従って実施合意に至った内容について、実施する。

第4 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）2月10日まで

第5 成果物等

受託者は、次に掲げる成果物を、指定する部数ずつ納入期限までに納めるものとする。

なお、成果物の帰属は、委託契約書による。

- (1) 完了報告書・・・1部
- (2) 本業務において作成したデータ等
- (3) その他県と決定委託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

第6 履行場所

佐賀県産業労働部ものづくり産業課が指定した場所

第7 知的財産権等

知的財産権等については、委託契約書による。

第8 留意事項

本業務に係る委託業務を遂行する際には、次の点に留意すること。

- (1) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び県の定める「情報セキュリティポリシー」を遵守するものとする。
- (2) プロジェクトを実施するにあたって必要となる費用（媒体、事務用品等の調達、通信費、機材等）については、全て受託者の負担とすること。
- (3) 本業務によって作成された成果物及び資料と、業務の遂行にあたって必要となる打合せ等において使用する言語として、日本語を採用すること。
- (4) 本業務によって作成された成果物またはその仕様に関する保障事項、成果物の知的財産権等に関する事項、賠償関係、免責事項については、委託契約書によるものとする。
- (5) その他、本業務を実施するうえで新たに発生した事項については、県と受託者が十分な協議の上で対応するものとする。なお、変更する必要があるときは、県と受託者で協議の上、変更することができるものとする。